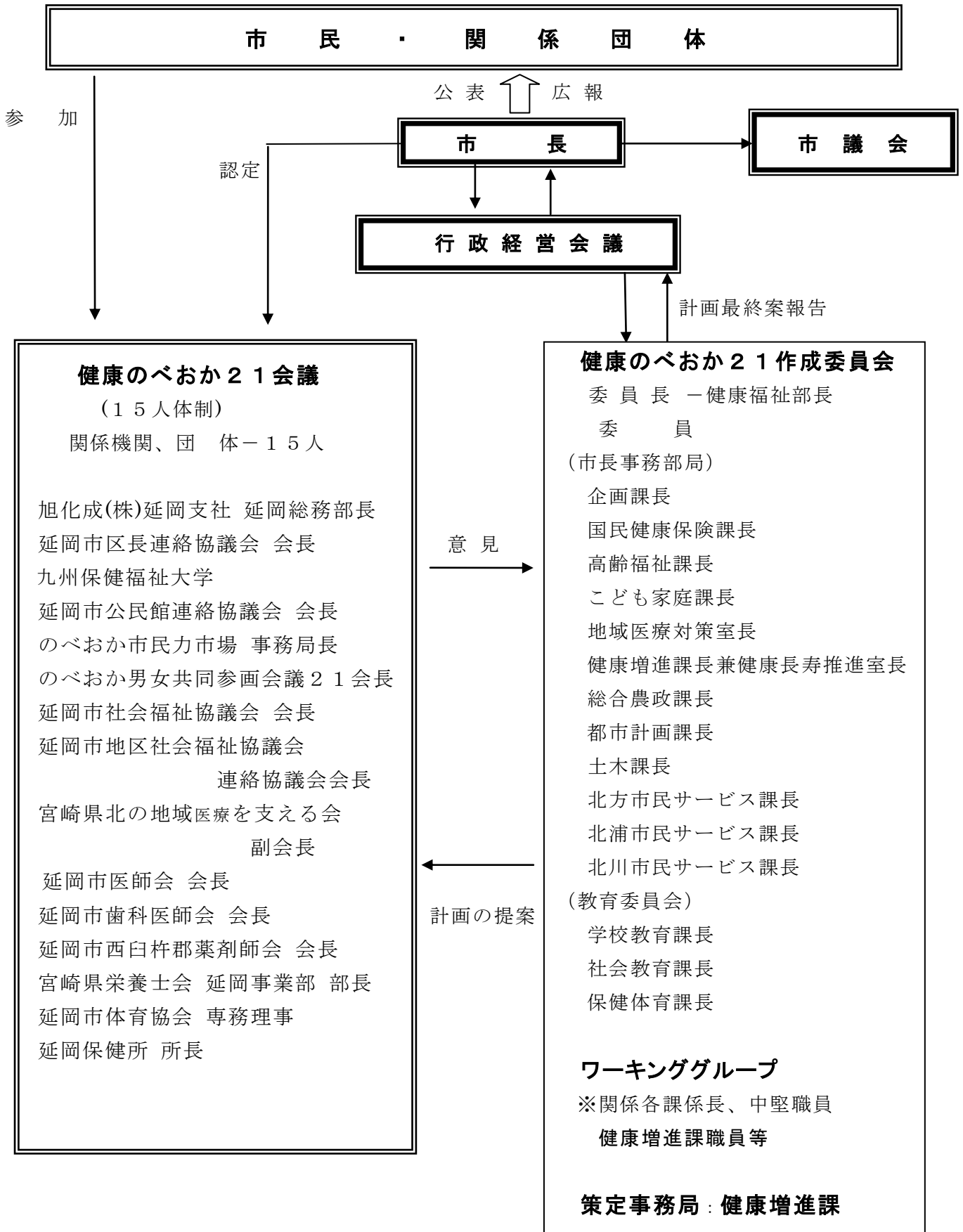


健康のべおか 2 1 計画策定体制フロー図



健康のべおか21(第2次)策定のスケジュールと主な内容

		平成25年								平成26年		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の策定	構成の作成	↔										
	○実態及び健康課題の把握 ○計画に記載すべきデータの収集	↔										
	文章化	↔										
	健康事業施策指針の設定				↔							
	計画内容の最終調整						↔					
ワーキンググループ			分野ごとに関係者で随時行う									
健康のべおか21計画案作成委員会				●		●			●			
健康のべおか21会議								●				
市長決裁										決裁		
計画書作成(印刷)										●		
議会報告及び公表											●	

健康のべおか21会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく延岡市健康増進計画「健康のべおか21（第2次）」の策定に関して広く意見を聴くため、健康のべおか21会議（以下「21会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 21会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、公共的団体の代表者、医療機関又は行政機関の職員その他健康の増進に関し学識経験のある者のうちから、市長が指定する。

(会長及び副会長)

第3条 21会議に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、21会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 21会議の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 21会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、21会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

健康のべおか21計画案作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく延岡市健康増進計画「健康のべおか21（第2次）」（以下「計画」という。）の案を作成するため、健康のべおか21計画案作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長事務部局 健康福祉部長、企画課長、国民健康保険課長、高齢福祉課長、子ども家庭課長、地域医療対策室長、健康増進課長兼健康長寿推進室長、総合農政課長、土木課長、都市計画課長、北方町総合支所市民サービス課長、北浦町総合支所市民サービス課長及び北川町総合支所市民サービス課長
- (2) 教育委員会 学校教育課長、保健体育課長及び社会教育課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(ワーキンググループ)

第5条 計画の案を作成するための資料の収集、分析等を行うため、委員会の下にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第2条各号に掲げる職にある者の命を受けて計画に関する事務に従事する者をもって組織する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。